教育委員会会議次第

令和7年7月24日(木) 15:05 小倉北区役所6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第14号

「北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について」

(学事課長)

議案第15号

「北九州市子ども読書活動推進会議委員の任命について」

(子ども図書館長)

議案第16号

② 「北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」

(企画調整課長)

(2) その他報告

その他報告①

「思永中学校温水プールの指定管理者の募集について」

(施設課長)

その他報告②

「『北九州市いじめ防止基本方針』の改定について」

(生徒指導課長)

3 閉 会

教育委員会(定例会)

1 開催年月日 令和7年7月24日(木)2 開催時間 15:05~16:23

3 開催場所 小倉北区役所6階 教育委員会会議室

4 出席者 (教育長) 太田 清治

(教育委員) 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きよう子、中島 良、清成 真

5 事務局職員 教育次長 大庭 千枝

総務部長 富原 明博 教職員部長 久保 慶司 学校支援部長 藤井 創一 竹永 政則 学校教育部長 教育相談・特別支援教育担当部長 田尾 弘 澤村 宏志 教育研修監理官 越智豊 総務課長 栗原 健太郎 企画調整課長

教職員課長岡本 裕史教育センター所長砂田 剛志学事課長高野 栄二学校保健課長藤田 真治施設課長有田 隼人指導企画課長海老 洋太学校教育課長武藤 佐予

 学校教育課長
 武藤 佐予

 次世代教育推進課長
 森田 健伸

 教育情報化推進課長
 石川 秀一

 生徒指導課長
 山中 孝一

 学校支援担当課長
 辻 健一郎

特別支援教育課長 森永 勇芽 中央図書館運営企画課長 藤原 定男 中央図書館奉仕課長 佐藤 時子 子ども図書館長 福嶋 一也

6 書 記 総務課庶務係長 香月 亨太

総務課橋幸佑

7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(定例会)会議録(令和7年7月24日)

1 開 会

15:05 太田教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

太田教育長が会議録署名委員に、大坪委員と香月委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

・議案第16号「北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第14号「北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について」

本議案の提案理由を学事課長が説明。

中島委員/委員の選任内容そのものに異論はないが、委嘱時期について質問する。今回、「役職の交代により」とされているが、名簿を見ると、対象者はいずれも年度当初の4月時点で役職が変わっているように見える。

以前、他の審議会等では、医師会の役員選挙後など年度途中での交代もあったが、今回は4月時点で分かっていた人事を、任期残り1か月の段階で改正している。タイミングの経緯を説明してほしい。

- 学事課長/4月の人事異動があった後、女性の参画率を上げるため、内部で委員構成の調整を行った。また、当該審議会は年3回開催であり、第1回目は9月頃の予定である。この第1回開催までに、新たな3名を委員として加えておく必要があったことから、この時期の改正となったものである。
- 中島委員/経緯は理解した。2年に1回同様の調整が生じるのであれば、「この審議会は 4月に一度見直しをする」といった手順をマニュアル化して引き継いでおくと、 よりスムーズになるのではないかと感じる。これは意見であり、内容自体に異論 はない。

原案可決

議案第15号「北九州市子ども読書活動推進会議委員の任命について」

本議案の提案理由を子ども図書館長が説明。

香月委員/旧・新の名簿を見ると、市民の公募委員が2名となっている。前回は、公募委員1名に加え、社会教育枠として図書館協議会の公募委員が兼務していたが、今回は完全に市民公募2名としている。この理由を伺いたい。

また、委員数が7名から10名に増えているが、今後の運用をどのように考えているか。

子ども図書館長/もともと子ども読書活動推進会議の公募委員は1名であったが、前回は図書館協議会(中央図書館協議会)の公募委員を社会教育枠として選任し、その方に子ども読書活動推進会議委員を兼務していただいていた。

今回改選にあたり、当会議は「子どもの読書活動」を検討する場であることから、子どもの読書に関心のある市民から直接意見をいただくべきと考え、正式に市民公募枠を2名とし、公募を実施した。

委員の多くが新任となることについては懸念もあるが、子ども図書館では現在、第5次子ども読書プランの策定を進めており、昨年度からの検討経過がある。今年5月には第1回会議も開催済みであり、その議事録等も含め、経過を新任委員に丁寧に説明している。

また、前回会長の山元教授については、通算10年を超えており本来は再任できないところ、特別措置としてもう1期(2年間)の継続をお願いしている。経過や流れを把握している会長に引き続き務めていただくことで、継続性を担保したいと考えている。担当としても、新任委員への説明を丁寧に行い、会議運営に支障が出ないよう努めていく。

- 香月委員/丁寧な説明を行うとのことであるが、10年程度経過すると同様の事態が再び 生じ得る。任期や入れ替え方についても、今後検討してはどうか。
- 子ども図書館長/今回、自身も改選の段階で、多くの委員が10年在任していたことを確認し、 課題を実感した。10年の間は理屈の上では再任が可能であり、慣れた方に継続 していただくことは利点もあるが、一方で新しい風を入れる必要もある。

今後、同様のことが起こらないよう、計画的な途中交代を行うことを含め、任期と入れ替え方をきちんと考えていかなければならないと痛感している。

中島委員/香月委員の指摘は重要な点だと感じた。丁寧に進めていること、今後の在り方 を検討していることが分かり安心した。

あわせて別の観点として、今回の新任候補は、学校代表や学識経験者に比べ、一般公募やボランティア等の立場の方が多い印象である。会議や審議の場に不慣れな方の割合が高い可能性があるため、そのような委員が安心して意見を述べ、しっかり審議できるような準備・支援を行ってほしい。これは意見である。

- 清成委員/ここで言う「読書」は、紙媒体の本だけでなく電子書籍も含むのか。また、今後子どもの読書活動を推進するうえで、電子書籍やデジタル機器に精通した委員を入れていく予定はあるのか。
- 子ども図書館長/本市における「読書」には電子書籍も含まれる。子ども図書館でも「子ども電子図書館」を運用しており、第5次プランの策定の中でも、電子書籍やデジタルの活用について様々な意見をいただいている。

今回の公募で、新たに前田委員が加わっているが、この方は19歳の現役大学生であり、子ども図書館のボランティアとしても活動している、いわばデジタル世代の若者である。その世代の視点を会議で活かしたいと考えている。

また、鶴田委員は昨年度からの継続で3期目となるが、公共電波を使った情報発信に携わる仕事をしており、情報発信やデジタルに関する考えにも通じている。こうした委員からも意見をいただきつつ、今後さらに電子的な分野に関わる委員構成についても検討していきたい。

原案可決

その他報告①「思永中学校温水プールの指定管理者の募集について」

施設課長が報告。

- 郷田委員/施設の維持管理業務について、「プールのみでなく、中学校全体を業務に含める」とされている。プールだけでなく校舎全体を対象に含めているねらいやメリットを伺いたい。
- 施設課長/プールだけでなく校舎全体の管理も含める趣旨である。思永中学校は、校舎と屋内温水プールを一体の施設として PFI 事業で整備した経緯がある。ここ2年間はプールの集約等を検討していたため、一時的に直営でプールのみを別途管理していたが、今回、指定管理者制度により民間事業者に委託するにあたり、PFI 当初の設置趣旨に合わせ、校舎とプールを一体的に管理委託することとした。
- 郷田委員/PFI を導入している思永中学校では、プールの指定管理により、通常であれば 教員が行っている業務の一部が指定管理者に移るのではないか。具体的に、例え ば水質や温度管理など、どのような業務が学校ではなく指定管理者の業務になる のか。
- 施設課長/通常の学校では、屋外プールが多く、清掃、水量や水質の管理等は教員が行っている。施設の軽微な修繕も学校で対応し、一定規模以上のものを教育委員会事務局が実施している。

今回指定管理者を選定した場合、思永中学校のプールについては、水量・水質の管理、施設の修繕、児童生徒が泳いでいる際の監視業務等を指定管理者側で行うこととなる。これにより、現場教員の管理負担はかなり軽減されると考えている。

- 太田教育長/思永中学校で教鞭を執っていた体育教員からも、管理業務を業者に委ねられる ことは教員にとって非常に助かるとの声があった。指定管理者への委託により、 学校と業者の双方にとって良い形で進められる面があると考える。
- 香月委員/指定管理者の業務範囲について伺う。募集要項の「2 施設の修繕」とあるが、 指定管理料8,877万円(単年度)の中で賄えないような修繕が生じた場合は どうするのか。
- 施設課長/指定管理料8,800万円余のうち、修繕費としては年間470万円程度を見 込んでいる。他都市の公立屋内温水プールの実績を踏まえ、文化庁と協議の上で 設定した額であり、概ねこの範囲で賄えている実態があることから、妥当な水準 と考えている。

万一これで足りない場合は、教育委員会事務局が施設管理のために確保している修繕費で補うことになる。

また、地方公営企業法上、指定管理者が単独で行える修繕の上限を1件100 万円と定めており、その範囲内の修繕について、470万円の枠内で指定管理者 が行うこととしている。

清成委員/1枚目裏面のなお書きに、「各種法定点検、機械警備、施設の修繕については、 プールのみでなく、思永中学校全体を業務に含める」とある。これは、プールの 指定管理者が学校全体について法定点検・機械警備・修繕を行うという意味か。

- 施設課長/基本的にはその理解である。指定管理の対象施設はプールであるが、思永中学校は約20年前にPFI事業として、校舎・武道場・体育館と一体の建築物として整備されている。校舎の点検や機械警備等は、指定管理業務そのものではなく、指定管理に附帯する業務として事業者に依頼する形とする。
- 太田教育長/思永中学校では、校舎の中に体育館や武道場と一体の形で屋内プールが配置されており、建物としても一体構造である。そのため、「一体的に」という表現になっている。
- 施設課長/多くの学校ではプールは独立した屋外施設であるが、思永中学校は武道場・体育館・プールが一体の建築物であり、さらに校舎も含めて全体で機械警備等を行っている。その意味で、「一体の施設」として整備されているという趣旨である。

報告終了

その他報告②「『北九州市いじめ防止基本方針』の改定について」

生徒指導課長が報告。

中島委員/文部科学省のいじめに関するガイドライン改定に伴い、本市の基本方針も書き 換えたものと理解している。2点伺う。

第1に、いじめ問題専門委員から賛同を得たとのことであるが、その際に出されたコメントがあれば紹介してほしい。

第2に、本市の基本方針に基づいて各学校が作成している「いじめ防止対策基本方針」について、本市方針の改定を受けて該当箇所を変更することになると思うが、そのスケジュール等があれば教えてほしい。

生徒指導課長/1点目について。専門委員からは、「簡略化されていること、より分かりやす く語弊のない表現になっていることは良い」との賛同をいただいた。また、「国 や社会の動向を踏まえ、この種の文言は常に見直しを図るべきである」との意見 もあった。

> 2点目について。学校のいじめ防止対策基本方針のうち、本市の基本方針と全く同じ表現を用いている箇所は、今回の改定により文言が異なることになるが、 直ちに全校一斉に書き換えなければならないという性質のものではない。

> ただし、学校の基本方針についても、その時々の状況に応じた内容となるよう、 視点の部分などを含めて適宜見直しを図っていきたいと考えている。

中 島 委 員/専門委員の評価のポイントや、学校方針の今後の考え方について理解した。

報告終了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第16号「北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」 本議案の提案理由を企画調整課長が説明。

原案可決

4 閉 会

16:23 太田教育長が閉会を宣言